第5章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区設定の方法

バリアフリー法に示された"重点整備地区"設定の考え方にもとづき、以下の手順で重点整備地区を設定します。

【手順1】生活関連施設の設定

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設で、<u>施設相互間を徒歩や車いすで移動することが考えられる施設を「生活関連施設」</u>として設定します。

<生活関連施設>···旅客施設、官公庁、病院、大規模商業施設等

【手順2】生活関連経路の設定

「生活関連施設」間を連絡する主要な経路を「生活関連経路」として設定します。なお、経路については、歩行者、車いす等がなるべく安全に移動できる経路を選定します。

<生活関連経路>…道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

【手順3】重点整備地区の設定

設定した「生活関連施設」と「生活関連経路」を包括する区域を「重点整備地区」として設定します。

なお、区域の境界線は、道路、河川、敷地境界線などの明確な地形地物に沿って設定します。

【重点整備地区とは】(再掲)

- ●面積が概ね400ha未満であり、<u>主な生活関連施設が概ね3以上</u>あり、<u>高</u>齢者、障がい者等によるこれら施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ●生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設間を結ぶ移動経路)について バリアフリー化が特に必要な地区
- ●バリアフリー化の事業を<u>重点的・一体的に行うことが</u>、総合的な都市機能の 増進を図る上で有効かつ適切な地区

2. 生活関連施設の設定

本基本構想では、徒歩や車いすで移動できる距離を概ね半径 500m程度と想定し、<u>徒歩の起点となる栃木駅、新栃木駅、旧福田屋百貨店前バス停(市役所新庁舎前(予定))から概ね半径 500m圏にある高齢者、障がい者等が多く利用する施設を生活関連施設として設定します。</u>

また、地域住民のみではなく、「蔵の街」として来訪者をおもてなしするという 観点から、主要な観光施設についても生活関連施設として設定します。

〇生活関連施設(順不同)

| 種別 | 施設名 | 備考 |
|--------|----------------------|----------------------|
| 鉄道駅 | JR栃木駅 | H23 乗降客数 10,076 人/日 |
| | 東武栃木駅 | H23 乗降客数 10,760 人/日 |
| | 東武新栃木駅 | H23 乗降客数 3,519 人/日 |
| 公共公益施設 | 栃木市役所(新庁舎) | 旧福田屋百貨店へ移転予定 |
| 医療施設 | 下都賀郡市医師会病院 | 病床数112 |
| | 栃木地区灯 1加化29-第1病院(仮称) | 建設予定 |
| 商業施設 | ヤオハンプラザアイム店 | 店舗面積約 5,200 m |
| | とりせん栃木駅南店 | 店舗面積約 2,020 m |
| 観光施設 | とちぎ山車会館 | H23 入場者数約 24,800 人/年 |
| | とちぎ蔵の街観光館 | |
| 路外駐車場 | 蔵の街第1駐車場 | 小型30台、バス6台 |

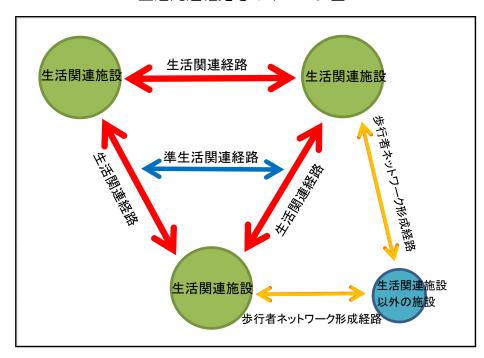
3. 生活関連経路の設定

生活関連施設相互を連絡する経路で、利用頻度が高い経路及び歩行者交通量の多い経路を「生活関連経路」として設定します。

また、道路ネットワークを考慮し、生活関連経路を補完する経路を「準生活関連経路」として設定します。

さらに、「蔵の街」としての散策コースや伝統的建造物群保存地区における「旧日光例幣使街道」などについては、「歩行者ネットワーク形成経路」として設定します。

- ※ 準生活関連経路、歩行者ネットワーク形成経路は、バリアフリー法に 基づく生活関連経路とは別に、市独自に設定するものです。
- ※ 準生活関連経路については、生活関連経路に準じたバリアフリー化事業の実施に努めるものとします。
- ※ 歩行者ネットワーク形成経路については、観光客が通行する散策路が 多いことから、分かりやすい案内板の設置等に努めるものとします。



《生活関連経路等のイメージ図》

※生活関連施設以外の施設とは、主に公園、民間の観光施設等を指します。

〇生活関連経路(順不同)

| 種別 | 番号 | 名 称 | 備考 |
|------|----|------------|--------------|
| 自由通路 | 1 | 栃木駅南北連絡通路 | 幅員 10m |
| | 2 | 新栃木駅東西自由通路 | 幅員4m |
| 駅前広場 | 3 | 栃木駅北口駅前広場 | 面積約 6,900 m² |
| | 4 | 栃木駅南口駅前広場 | 面積約 4,000 ㎡ |
| | 5 | 新栃木駅西口駅前広場 | 面積約 2,450 ㎡ |
| | 6 | 新栃木駅東口駅前広場 | 面積約 3,150 ㎡ |

| 種別 | 番号 | 名 称 | 区間 |
|----|----|--------------|-----------------------------------|
| 道路 | 7 | 市道 104 号線 | 栃木駅南口~市道 103 号線 |
| | 8 | 市道 103 号線 | 市道 104 号線~下都賀郡市 医師会病院 |
| | 9 | 市道O152 号線 | 市道 103 号線〜栃木地区灯 イカルセンター第 1 病院(仮称) |
| | 10 | 市道 105 号線 | 栃木駅北口〜境町交差点 |
| | 11 | 県道栃木停車場線 | 栃木駅北口~河合町交差点 |
| | 12 | (主)栃木藤岡線 | 境町交差点~河合町交差点 |
| | 13 | (主)栃木藤岡線 | 河合町交差点~万町交差点 |
| | 14 | 市道A1号線 | (主)栃木藤岡線〜県立栃木 高等学校 |
| | 15 | 県道新栃木停車場線 | 新栃木駅西口~新栃木駅入口 交差点 |
| | 16 | (主)栃木粕尾線 | 新栃木駅入口交差点~市道A 15 号線 |
| | 17 | (主)宇都宮亀和田栃木線 | 新栃木駅入口交差点~万町交 差点 |

(主) =主要地方道

〇準生活関連経路 (順不同)

| 種別 | 番号 | 名 称 | 区間 |
|----|----|----------------------------|---------------------|
| 道路 | 18 | (主)栃木藤岡線、市道 201、A275 号線 | 境町交差点~市道 103 号線 |
| | 19 | (主)栃木小山線、県道南小林栃木線 | 河合町交差点~室町交差点 |
| | 20 | 市道 107 号線、(主) 宇都宮栃木線 | 県道新栃木停車場線〜万町交 差点 |

(主) =主要地方道

○歩行者ネットワーク形成経路(順不同)

| 種別 | 番号 | 名 称 | 区間 |
|----|----|-------------------------------|----------------------------|
| 道路 | 21 | 市道 105、A47、106、206 号線 | 境町交差点~県立栃木高等学 校 |
| | 22 | 市道A51 号線 | (主)栃木藤岡線〜市道A1号線 |
| | 23 | 市道A51、A4号線、(主)栃木粕尾線 | 市道A1 号線~市道A15 号線 |
| | 24 | 市道A47、A70、A274号線 | 市道A1号線〜万町交差点 |
| | 25 | 市道A221、A32、A12、A34、 A31 号線 | とちぎ蔵の街観光館前交差点 〜定願寺入口交差点 |
| | 26 | 市道A62号線 | 市道A51号線~(主)栃木藤 岡線 |
| | 27 | (主)栃木佐野線 | 市道A47号線~(主)栃木藤 岡線 |

(主) =主要地方道

4. 重点整備地区の設定

栃木駅、新栃木駅、市役所をはじめとした公共公益施設、医療機関等を含む約170haを重点整備地区として設定します。

この地区は、「蔵の街大通り」を中心軸としてニューシティ(栃木駅、新栃木駅 周辺)と、オールドシティ(中心市街地、歴史的町並み)のネットワークを形成 し、地域住民の日常生活及び観光客など来訪者の移動に配慮した交流空間として 醸成していくことをめざします。

重点整備地区の設定(区域面積約170ha)

